

配達ボランティアの方へ 給食サービス事業の手引き

* ふれあいとささえあいの地域社会をめざして *

令和3年3月発行



社会福祉法人 白子町社会福祉協議会

給食サービス事業について

給食サービス事業は、町内の一人暮らし高齢者の方に、地域のボランティアが調理したお弁当を、民生委員を中心とした配達ボランティアが月2回、安否確認を兼ねてお届けする事業です。

人と交流の少ない一人暮らし高齢者の方と、地域に根ざした活動をするボランティアとが食事を通じて定期的に関わることで、人間関係を育み、共に「喜び」を感じることができるよう事業をめざしています。

毎月、原則第2・第4金曜日に昼食をお届けしますが、調理会場（健康づくりセンター）の都合で変更になる場合があります。

対象者について

町内に在住の方で、次の要件の全てに該当する方が対象です。

- (1) 75歳以上の一人暮らし高齢者
- (2) 知人、隣人、親族・親戚との連絡や往来が、週に1度程度か、それより少ない方
- (3) 要支援・要介護で、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの訪問系・通所系サービスを受けていない方
- (4) 給食サービスの利用を希望し、食事制限がない方

担当地域に、上記の要件に該当すると思われる方がおられましたら、白子町社協までご連絡ください。

利用期間について

給食サービスの利用期間は、原則1年間です。

ただし、担当民生委員と協議し、引き続き必要と認められる場合は継続することとします。

給食サービスの流れ

- (1) 当日は、午前 11 時ごろに、役場隣の「健康づくりセンター」内・調理実習室前のロビーで引渡しとなります。
ビニール袋に各地区の対象者人数分の弁当を入れておきます。
ビニール袋に貼ってあるラベルの地区名・お弁当の個数等を確認してお持ち下さい。
- (2) 配達時、対象者の方が不在で昼食として召し上がれない場合は、衛生面での都合上廃棄して下さい。調理中も食中毒については細心の注意を払っておりますので、配達される場合もご協力をお願いします。
- (3) ビニール袋に「見守り活動連絡票」を入れておきます。対象者のその日の状況を確認していただき、緊急に連絡の必要性がある場合には票に記載してある地域包括支援センターにご連絡ください。また、状況に変化がある方がいた場合にはご記入いただき、次回給食を受け取る際に提出してください。
- (4) 配達ボランティアは、健康づくりセンターから各地区のボランティアまで配達する方（配食ボランティア）と、各地区で対象者にお届けする方（地域配達ボランティア）との 2 種類があります。

各地区で配達を担っている方の多くは民生委員となっています。お弁当の配達を介して、定期的に一人暮らし高齢者の方とお会いすることで人間関係を育み、状況の把握もしやすくなります。

しかしながら、お弁当の配達という性質上、日時が限定されますので、ご都合が悪い場合には 1 週間前までに白子町社協までお申し出下さい。

また、キャンセルなどの情報がある場合は、白子町社協にご連絡下さい。

当日のスケジュール

時 間	活 動	場 所
8:30	調理ボランティア調理開始	健康づくりセンター 調理実習室
10:30	調理終了・パック詰め	
11:00	弁当受取 地域配達ボランティア 配食ボランティア ↓ ↓ 地域配達ボランティア ↓ ↓ 一人暮らし高齢者宅へ (連絡なく不在の場合は社協へご連絡下さい。)	調理実習室前ロビー
12:00	配達完了	

その他

(1) 従来は、地域配達ボランティア用のお弁当も配布していましたが、本来は民生委員が対象者と食事を共にする趣旨から配布していたものなので、現状に鑑み、配布しないことにしました。

しかしながら、対象者とともに食事をするために必要な方はお申し出下さい。

(2) 前期・後期とお渡しする予定表の日程で事業を実施する予定ですが、特別な事情があり配達が難しい方は、お申し出ください。

お問合せ先 白子町社旗福祉協議会

☎ 33-5746

(担当：渡辺)